

協同農業普及事業をめぐる情勢

農産局 技術普及課

令和6年1月

農林水産省

1-1 協同農業普及事業の役割

- 協同農業普及事業は、農業の専門的技術・知識を有する普及指導員（国家資格を有する都道府県職員）が、直接農業者に接して、農業に関する技術及び経営の指導を核として、現場での農政課題解決を総合的に支援する役割を担う。



農業人材の確保・育成 産地の形成

品質向上のための技術講習会

新規就農者への巡回指導



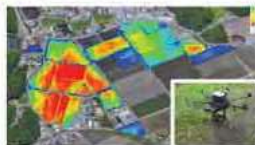
地域農業の コーディネート

教育機関、試験研究機関、民間、行政と連携を図りながら農業者への指導、相談を行います



新技術の現場定着

ドローンによるリモートセンシング



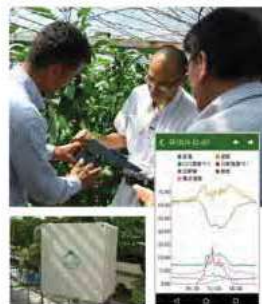
新品種の導入



その他の取り組み

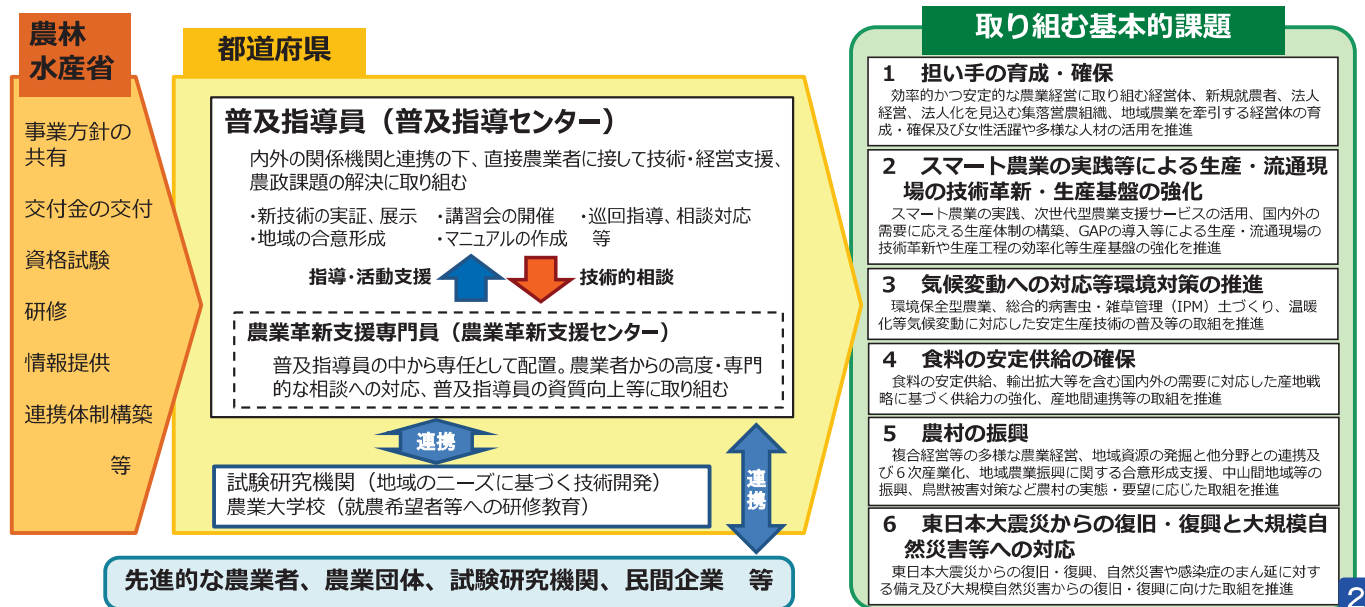
- ・営農計画づくりの相談対応
- ・気候変動に対応した農業の推進
- ・鳥獣被害防止に向けた支援
- ・自然災害への備えや営農再開に向けた支援

ハウス環境モニタリング装置でデータを「見える化」



1-2 協同農業普及事業の概要

- 協同農業普及事業は、農業改良助長法に基づき国と都道府県が協同して、**高度な技術・知識を有する普及指導員を都道府県に設置し、普及指導員が直接農業者に接して、技術・経営指導を行うもの。**
- 事業実施にあたっては、**国と都道府県が事業方針を共有**し、その裏付けとして財政的な負担も国と都道府県で分担。
- 国は、事業方針の明確化・共有、交付金の交付、普及指導員の資質確保・向上のための資格試験、研修等を実施。
- 都道府県は、普及指導員が主に配置される普及指導センターのほか、研修教育施設（農業大学校）、試験研究機関や、先進的な農業者、民間企業等の関係機関と連携し、効率的・効果的に普及指導活動を実施。



令和6年度農業普及活動体制について

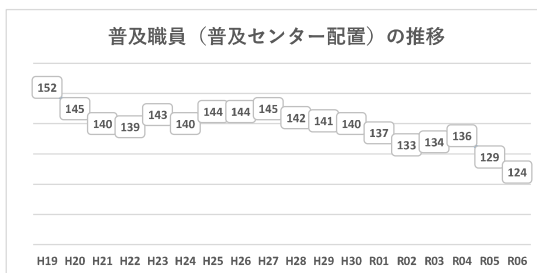
宮城県農政部農業振興課（令和6年4月）

1 普及センターの設置状況

- ・県内9カ所に設置(大河原, 亘理, 仙台, 大崎, 美里, 栗原, 登米, 石巻, 気仙沼)
- ・人数はここ数年, 140名程度で推移してきたが, 令和6年度は124名を割った。3割が女性。
- ・専門では, 作物と野菜担当で全体の61%を占めている。
- ・年代の割合に偏りがあり, 50代以上が64%となっている。



普及職員（普及センター配置）の推移

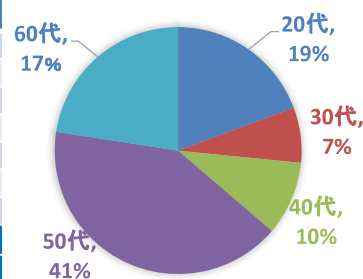


令和6年度普及センター専門担当職員の割合

	人数 ※1	割合 ※2
作物	38	31%
野菜	37	30%
花き	16	13%
畜産	16	13%
果樹	16	13%
経営	20	16%
農産物活用	1	1%

※1: 複数の専門項目を持つ者をそれぞれカウント
※2: 普及指導員全体124人に対する割合

普及職員の年齢構成(R06)



2 農業革新支援センターの設置

- ・県庁農業振興課内に設置しており, 支援センター内に4名, 県内3カ所の試験研究機関に6名, 計10名の農業革新支援専門員を配置している。